

第 6100 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月11日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 情報交換事績の概要

Q：平成29年の租税条約等に基づく情報交換事績の概要が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

先ごろ、国税庁から、平成29事務年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

①要請に基づく情報交換

国税庁から外国税務当局に行った「要請に基づく情報交換」の件数は766件でした。これに対し、外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の件数は137件でした。

②自発的情報交換（調査等で入手した情報）

国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は157件と、ほぼ例年並みの件数でした。これに対し、外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は574件でした。ほぼ前年並みの件数です。

③自動的情報交換（法定調書による情報）

国税庁から外国税務当局に提供した「自動的情報交換」の件数は、前年を大きく上回る70万5千件でした。これに対し、外国税務当局から国税庁に提供された「自動的情報交換」の件数は12万3千件でした。

④情報交換ネットワークの現状

平成30年10月1日現在、我が国の情報交換ネットワークは126か国・地域をカバーするものになっています。

